

# 高校における生徒指導・進路指導の実際

上妻 利博\*

## Practice of Student Guidance Counseling and Career Guidance in High School

by

Toshihiro KOZUMA\*

### 要 旨

従前、高校の生徒指導は問題行動への事後対応として狭義に捉えられがちだった。現在は、生徒自身が将来にわたって自己実現を図っていく自己指導能力を育成することだと捉えられている。生徒指導は機能であり、教科指導や道徳教育や特別活動などあらゆる教育活動の中で重要な役割を果たす。生徒や家庭が多様化しており生徒指導を効果的に実践するために様々な配慮が必要となる。

進路指導については、キャリア教育の中に位置づけて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てている。社会が急速に変化しており、未来社会を予想した進路指導をしなければならない。

生徒指導・進路指導の理念はどの課程も同じだが、定時制・通信制課程における指導には全日制課程にはない困難がある。「定時制・通信制生活体験発表会」は生徒指導上成果を上げている。通信制においては特に添削指導を一層充実させなければならない。

**Key Words** : 自己実現、自己指導能力、機能、キャリア、未来社会

### 1. はじめに

高校生は、心身共に日々未成熟から成熟に向かっており人格形成の最終的な途上にある。青年期の様々な課題・困難に悩み、その不安定な状態をやがては整理し、これを幾度も繰り返しながら、社会の健全な構成員へと成長していく。

高校における生徒指導は、生徒の発達を支援する有機的・重層的な教育諸活動の総体を言う。ここではその概念や定義や内容が拡散し過ぎないように、以下文部科学省の『生徒指導提要』を

参考にしながら、高校における指導の実際の概要と課題の幾つかを報告したい。

### 2. 『生徒指導提要』と生徒指導の捉え方

『生徒指導提要』は、文科省が、平成23年3月に、「生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめたもの」である。この『生徒指導提要』の生徒指導観や指導

\*崇城大学総合教育センター 講師

方法が、現在学校の生徒指導の拠り所となっている。

「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。」(『生徒指導提要』第1節 生徒指導の意義と課題 1 生徒指導の意義)

「生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。」(同)

生徒指導を「機能を果たすもの」としている点に注意したい。高校では、扱う内容や中心的課題を冠して、教科指導、進路指導、人権教育、環境教育、道徳教育、政治的教養を育む教育、特別支援教育、環境教育、情報教育、健康教育などと言うことが多い。これに対して、生徒指導を内容や中心的課題として捉えるのではなく機能として捉え、学校教育目標を達成する上で有効な役割を果たし基盤となるのが生徒指導だと包括的・汎用的に捉えている。

「各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。」(同)

「自己実現」、「自己指導能力」については、「教育基本法」の生涯学習の理念に通じる。生徒指導は生涯を見据えた教育活動である。生徒が、教職員の指導によって行動を一時的他律的に改めるのではなく、自己指導能力を生徒自身が育て、将来長きにわたって自律的に自己実現を図っていくという生涯展望の中で捉える豊かな生徒指導観である。

「生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能

力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。そのために、日々の教育活動においては、①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に特に留意することが求められています。」(『生徒指導提要』第2節 教育課程における生徒指導の位置付け 1 教育課程の共通性と生徒指導の個別性)

生徒の自己指導能力は教育諸活動の中で日々育成されていくが、その際教師は、上記3点に留意しながら一人一人違う個性の伸長と社会的に共通する資質や能力・態度を育成していく。

『生徒指導提要』の以上のような生徒指導観により、従前問題行動への事後対応など狭義に捉えられがちだった生徒指導(消極的生徒指導)だけではなく、教育活動全体で包括的に生徒の自己指導能力を育成し現在から将来にわたって社会的資質や能力を伸ばしていくという広義の生徒指導(積極的生徒指導)が、意識されるようになった。これは、生徒指導の本質的意義への理解が深まり個々の具体的指導をより大きな生徒指導観の中に位置づけるようになったということであり、非行など個別問題行動への予防的取組や現実的な対処が変わったということではない。不登校・いじめ・喧嘩・器物破損・盗難など、学校では頻繁にトラブルが起こる。未成熟な者が集まり失敗を繰り返して成熟に向かう者の集合体が学校であれば、当然起こる。この失敗した時こそが、過去・現在・未来の自己の在り方・生き方を内省する絶好の機会であり望ましい在り方へ成長する契機となる。

生徒指導には、生徒の自己指導能力の育成という側面と個別の現実対応という側面があり、どちらがより重要ということはない。『生徒指導提要』も第6章のⅡで「個別の課題を抱える児童生徒への指導」にかなりの紙面を割いている。

### 3. 生徒指導が機能する場面

教育課程の内外を問わず、あらゆる教育活動の中で生徒の発達を支援することが生徒指導の機能だが、以下幾つかの場面について、生徒指導と互いに補完し合って相乗効果を上げることを見たい。

#### (1) 教科指導と生徒指導

学校教育の中心的活動は教科指導である。現在「主体的・対話的で深い学び」による授業改善が進んでいる。従前から高校の授業は、工夫の少ない知識偏重の一方的講義式だと批判を受けることがあり、「主体的・対話的で深い学び」についても、小中学校に比べ動きが鈍かったと言わざるを得ない。高校でも年度当初、年間研究授業計画に従い公開授業の中で、手法としてグループ・ディスカッション、ICTを活用したプレゼン、ディベート、ジグソー法などが実践されているが、実験的・単発的に止まり、通年の授業改善として十分だとは言えない。

「中教審答申」及びそれを受けた学指導要領の改訂は、今後の社会に求められる資質・能力を見据えたものである。無尽蔵の情報を左手の中に持った現代人にとって、知っている・知らないは以前ほど重要ではなく、どんな情報・知識が必要で容易に検索できたその情報を当面する課題解決にどう生かすのかという発想・考え方や解決手法が、より重要になる。課題が解決したとして、変化の激しい状況にあっては、そのやり方もやがては通用しなくなり、次もこうすればいいという恒久的解決モデルがあるわけではない。社会が成熟するにつれ課題は複雑化し絡み合い、個人で解決するよりチームで協働しながら多面的に対処する場面が多くなる。仮に現代社会をこのように大まかに捉えれば、知っている教師が知らない生徒に知識を教授し、生徒が期待された正解を答えるような教科指導では、現代・近未来社会に求められる資質や能力を育成できないのは自明である。すべての教科指導の中で、今日の学習が自己の将来にどう関わるのかという実感を持たせ、他教科の違った発想や考え方を関連付けながら多様で柔軟なものを見方ができるような教科学習を仕組んで

いかなければならない。

教科指導と生徒指導とは密接に関連しており、『生徒指導提要』の示す①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること、という3点を機能させることは、教科指導における「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進めることになる。

アクティブ・ラーニングの体験型手法には、その協働的活動の中に既に思考力・判断力・表現力を育む仕掛けが内在しているが、特段目新しい手法でなくとも、日常的授業を生徒指導の機能を意識して再構築することは、容易である。例えば、理科の実験に当たり、どうなると思う？ と予想を立てさせ、その根拠を互いに説明させ合い、実験（驚きと発見）、実験結果を踏まえた相互評価・自己評価というのは、これまでの典型的な授業の流れであるが、この通常の授業形態の中に、生徒指導の三つの視点、①自己存在感、②共感的な人間関係、③自己決定の場を意識し、予想を立てる時間を確保し発表させたり、他者の発想・考え方の優れた点を評価し合う仕掛けを仕組んだりすることで、「主体的・対話的で深い学び」がより充実する。

生徒にとって学校生活のほとんどは授業である。週30単位時間、年35週として、年間1050単位時間が授業である。この膨大な時間の中で生徒のあらゆる能力は育成される。生徒指導の機能により教科指導が深まり、授業の中で、教科に係る知識はもとよりあらゆる場面に必要な汎用的能力・資質も育成される。例えばチャイムと同時に授業が始まりチャイムと同時に終わる、期限を厳守して課題等を提出するなどの日常的反復の中で、時間を守ったり業務を期限どおりに終わらせたりする社会人基礎力が自ずと身に付いていく。

#### (2) 特別活動と生徒指導

高校の特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の三つを言う。目標は、以下のとおり。

「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の

一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」(『高等学校学習指導要領』平成21年3月告示)

高校の特別活動は、年間計画に従い計画的に取り組まれている。個別には詳細な実施要項に基づき実施される。この実施要項の教室掲示など事前アナウンスするということが生徒指導上とても有効になる。要項には先ずその目的を明示する。何のためにするのか? どんな力を身に付けるのか? 例えば修学旅行であれば「〇〇の自然や歴史・文化に触れ、日本の多様性について理解を深める。」「集団行動を通して、ルールを守り自分の役割を誠実に果たす態度を育成する。」など一目瞭然、指導のねらいを明示することが容易なのである。将来自己実現していくための社会的資質や能力を明示し生徒・教師で共有することが、生徒指導の基本である。

特別活動においては、基本的に集団と個という関係性の中で身体的に動くことが多く、集団内の役割を分担する機会が多い。またその集団の枠組みもしばしば変化する。人は、集団の中で意志や感情を伝達し合い、他者とは違う自己の個性を自覚する。また他者と共に同じ達成感を味わい集団への帰属意識を持つ。その仕組みが自然に特別活動には備わっている。

他者と関わろうとする意欲は個人差があるが、経験と役割とが人を成長させる。「無口で内向的な性格だと思っていたのに、委員長として人前に立つごとに話が上手になり、クラスの意見もうまく調整してくれた。」(ホームルーム活動)、「体育大会の応援団を経験して周りから一目置かれ、何事にも積極的になった。」(学校行事)、「不登校気味だったのに、ボランティア活動を契機としてまるで人が変わったように活発で多弁になった。」(生徒会活動)など、社会的な資質や能力・態度が未成熟だった生徒が、特別活動の経験を契機として成熟へ向かうことを、多くの教師は経験的に知っている。徐々にではなく突然劇的に変わることも多い。それほど特別活動の意義は大きい。よって特別活動にお

ける役割分担については、生徒自治を重んじながらも教師の教育的意図と仕掛けも重要となる。現状からの精神的成長を期待し役割を意図的に与えてみる。「生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す」のが生徒指導の積極的な意義であるが、自身変わった、周りからの評価も高くなったという実感は自信となり、未来は変えられるという展望、将来の自己実現を図ろうという意欲に繋がる。

### (3) 道徳教育と生徒指導

高校における体系的な道徳教育は、平成21年3月告示の『高等学校学習指導要領』を受け始まった。小・中学校とは違い道徳の時間のような中核的な指導の場は無く、公民科の「現代社会」・「倫理」や特別活動を始め教育活動全体を通じて行うことになった。

「学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。」(『高等学校学習指導要領』平成21年3月告示 第1章 総則 第1款 教育課程編成の一般方針)

それまで高校では、「道徳」を倫理、モラル、礼儀、行動規範、遵法精神などと近似した概念として、狭義に捉えることが多かったので、全体計画を作る際、大変苦労した。学習指導要領における道徳性の内容が極めて多様で戸惑ったからである。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊

かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。」(同)

『中学校学習指導要領』では、「道徳の時間を要<sup>かなめ</sup>として学校の教育活動全体を通じて行う」としているが、高校には道徳の時間は無い。『高等学校学習指導要領』「総則」の中に概要の記述はあるものの「要<sup>かなめ</sup>」が無い以上、指導の継続性から『中学校学習指導要領』を参考にするのだが、道徳教育の内容は極めて多様だ。内容は、①「主として自分自身に関すること」(5項目)、②「主として他の人とのかかわりに関すること」(6項目)、③「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」(3項目)、④「主として集団や社会とのかかわりに関すること」(10項目)、計24項目が取り上げられている。例えば、「自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。」、「世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。」なども道徳教育の内容の一つである。あまりに広範なため、「教育全体を通じて行う」しかなく、教科ごとの指導目標を整理し道徳教育の一環として改めて位置づけた。その上で、内容を満遍なく扱おうとするあまり目標が拡散しぼやけてしまわないよう、中心的目標は、自校の生徒の実態と喫緊の課題を踏まえ重点化することになる。「人間としての在り方生き方」という文言に収斂させるわけだが、この視点で生徒指導と道徳教育との関連性を意識しながら実践することで、互いに相乗効果を上げることができる。

『中学校学習指導要領』の道徳教育の目標が「道徳的な心情、判断力、実践的意欲と態度などの道徳性を養うこと」とされ、また内容24項目を見ても、どのようなことに望ましい価値を見出すかという内面的心性を扱う傾向が強く、対して生徒指導は、外面的行動・態度を指導する傾向が強い。この心の在り方と行動・態度とは一人の人間の中で分離できるものではなく、道徳教育と生徒指導とは補完し合う。高校では、特に内容の②「主として他の人とのかかわりに関すること」と④「主として集団や社会とのかかわりに関すること」については生徒指導の目標と重なり合う面が多い。生徒指導は、「社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」であるが、道徳教育の「他の人とのかかわり」「集団や社会とのかかわり」の視点は、生徒指導の社会性の育成の視点と多くが重なる。

平成30年7月『高等学校学習指導要領』が告示され、移行期間を経て2022年から年次進んで実施される。道徳教育の充実のために「道徳教育推進教師」が明記され、公民科に新たな科目「公共」ができ、社会の中で生きる人の在り方を考える中核的な指導の場面の一つとなる。

## 4. 生徒指導を効果的に進めるために

### (1) 組織的指導体制

全ての教育活動がそうだが、生徒の資質・能力を育てる生徒指導において組織的指導体制を機能させる必要がある。

組織的指導体制の整備については、年度初めの教育目標設定が極めて重要である。学校全体の教育目標を職員全体で共有し、学年目標、分掌目標、教科目標等をできるだけ文言に関連性・一貫性を持たせ漸次詳細に設定し、それらを有機的に機能させる。この一貫性の調整については、管理職の果たす役割が大きい。何事にも展望が必要で、「目指す生徒像」や「身に付けたい資質・能力」を生徒・教職員一緒になって達成しようという機運の醸成が重要である。

個別の課題解決的指導については、生徒指導主事を中心に、関係担任、養護教諭、スクー

ル・カウンセラー (SC)、スクール・ソーシャル・ワーカー (SSW) などが多面的な視点から協議し組織的・重層的に指導する。

## (2) 生徒理解の校内組織

生徒は一人一人違う個性があり様々な生活背景を持つ。それらを十分考慮して初めて効果的指導を行うことができる。生徒理解については、学校組織の中では教育相談が中心的な役割を果たすが、分掌部として独立していたり生徒指導部内の係だったり養護教諭が兼務したり、学校ごとに位置付けが違う。

現在、心理医学や社会福祉の専門能力を有するスタッフと連携して複雑・多様化した学校課題に対応する「チームとしての学校」体制が充実しつつある。SC・SSWについては、県教育委員会が必要性を勘案し県下に複数配置しており、学校独自で保護者会から支援を受けてSCを雇用している学校もある。個別ケース会議には、SC、SSWなど外部相談を含めることが多い。本人及び取り巻く環境についての情報が共有できるように、学校ごとに生徒支援シートの様式などを工夫している。特に相関図で関係者の人間関係を可視化することは、支援の在り方の協議を深めるために有益である。家族構成や居住箇所や交友関係が複雑で関係者個々の考え方・言動や力関係など配慮を要する事例が多く、関係を一目で分かるように整理する必要がある。生徒を取り巻く背景を共感的に理解し、アプローチの仕方を緻密に計画する。細心の注意を要する情報は養護教諭に集まることが多く、果たす役割は大きい。

## (3) 特別支援教育の視点

文部科学省は、平成19年4月「特別支援教育の推進について（通知）」を発出した。

「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない

発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」(1. 特別支援教育の理念)

以後全ての学校において特別支援教育が積極的に推進されることになるが、それ以前からこれまでの指導方法では対処できない事例が共通の課題となっており、特別な支援に係る職員研修は必要に迫られその数年前から既に進んでいた。

特別支援教育の視点は、生徒指導の方法に大きな変化をもたらした。例えば、指示が定着せず忘れ物が多い、優先順位をつけるのが苦手な課題提出が滞る、注意を素直に聞き入れず混乱して感情的・攻撃的になり時にはパニックになる、思ったまま配慮無く発言し友人と頻りにトラブルになるなどの場面では、それまでは社会性の未成熟などとして画一的に注意することが多かった。次第に個々の特性を見極め、指導する場面や言い方、定着しやすい指示やクールダウンの方法、本人への自覚のさせ方など効果的な個別アプローチを考えるようになった。教育の場の注意は決して懲罰ではなく改善を期待した教育的指導であり、その生徒に最も有効な指導方法を先ず考えるようになったのである。

また、おおむね学期に1回定期的に「生徒理解研修」を実施し、特別な支援の在り方や発達障害の生徒への合理的配慮や直近の状態などについて共通理解を図っている。

## (4) 認め合う集団作り

生徒が自己指導能力を育てるための一つとして「自己存在感を与える」ことに留意しなければならない。そのための基盤が学級である。自分がクラスの中で受容されているという実感、居場所があるという心地良さの中で、人は自己存在感を感じる。学級を互いの個性を認め合う

集団にすることが担任の責務である。

現在、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」という平易な言い方が学級づくりに効果を上げている。これは「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）において初めて使われた。自分が周りから認められ大切にされている実感を持つから他者を認め大切にようになる。認め合う学級の中で自己存在感を感じるから自己の課題を整理し克服していく意欲と能力が育っていく。実際は、互いに関わろうとしない傾向が強まりつつあり、認め合う集団が自発的にできることは少ない。担任の日常的言動が重要である。自分の言動を好ましいこととして衆目の中で顕彰されたとき、人は認められたという実感を持つ。他者が認められることも心地いい。その経験を繰り返し、一人一人が担任から尊重されている実感を持つ。認められる経験から認め合う集団ができていく。

#### (5) 家庭との連携

家庭の理解・支援によって学校の生徒指導が深まる。担任が平素から家庭との意思疎通に心がけることは、生徒指導上極めて重要である。

例え話がある。考査直前になって家庭科の担任が裁縫の作品提出を課す。信頼関係が十分でないと、「試験前なのに何で非常識な先生なの。縫物はお母さんがやっとかから、あなたは試験勉強してなさい。」となり、不満だけしか残らない。信頼関係ができていれば、「あの先生がそんな無茶をおっしゃるかしら？ 何度も督促されたのにあなたが提出しなかったんじゃない？ だったら最後のチャンスを頂いたんだから感謝して頑張りなさい。」となり内省が深まる。どちらが社会的資質を伸ばすかは明白である。信頼関係を、家庭訪問や三者面談の場面だけで築くのは不十分で、クラス通信を発行したり折に触れて電話連絡などをしたりすることも必要となる。

#### (6) 貧困問題への眼差し

教師は、発現した問題事象のみを見るのではなく、生徒が生育する家庭状況を踏まえ、効果的指導の在り方を熟慮しなければならない。例

えば「ヤングケアラー」として家族の世話や介護を担っている生徒もいる。遅刻は毅然と指導するが、登校までの朝の家庭状況を理解した上での指導であるかを生徒は敏感に感じ取る。

家庭の経済状況については、学校ごとに状況は違う。ほぼすべてが「高等学校等就学支援金」対象世帯の高校もあるし、所得が一定額以上の対象外の家庭が多い高校もある。しかし総じて子供の貧困問題は悪化している。例えば、初年度納入費用の準備に苦慮したり修学旅行を辞退したりする生徒が増えている。

「修学旅行」は、『学習指導要領』の「特別活動」の「学校行事」－「旅行・集団宿泊的行事」に位置づけられ、その内容は「平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。」（『高等学校学習指導要領』第5章 第2）である。他の学校行事と同様、修学旅行もその目標を達成するために生徒全員が参加することを想定しているが、経済的理由により貴重な体験ができずその教育目標が達成できない生徒がいる現実がある。

今年2020年7月、厚生労働省が「2019年 国民生活基礎調査」の結果を公表したことを受け、新聞各紙は「約7人に1人の子どもが貧困状態にある。」「ひとり親世帯では（中略）依然として約半数が貧困状態にある。」と大きく報じた。また9月、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇い止めが5月以降おおむね1カ月に1万人のペースで増え続け、8月末で5万人を超えたと発表した。この戦後最悪の経済状況は「2019年 国民生活基礎調査」には反映されていない。「約7人に1人の子どもが貧困状態にある。」という状況が更に悪化していることが心配される。

平成25年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、政府は5年ごとに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定するが、直近の2019年大綱では、「学校を子供の貧困対策のプラットフォーム」と位置付けている。

「家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。」(第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針 5 教育の支援)

社会的セーフティ・ネットが整備され、住民が福祉サービスを適切に受けられるよう民生委員などが配置されているが、十分機能していない地域もある。学校はもちろん社会福祉機関ではないが、「子供の貧困対策のプラットフォーム」つまり土台・基盤であるという役割を自覚しなければならない。日常的生徒観察から、社会福祉サービスの必要性を先ず敏感に察知するのは学校である。特に担任教師は、社会福祉の諸制度についての基本的知識も必要である。「ひとり親世帯の約半数が貧困状態にある」ということを単なる情報で終わらせず、教師が家庭訪問で例えば「母子父子寡婦福祉資金貸付」という制度があり最寄りの区役所や地域振興局に申請ができるなどとチラシを見せながら具体的に情報提供ができれば、保護者の信頼を得、生徒の学ぶ環境の改善に繋がる。若い教師が自分より年齢がかなり上の保護者に単独でこのようなアプローチをすることは心理的に難しく、高いコミュニケーション力が要り、学年主任や、社会福祉の資格を持つ特にSSWと連携して対応し、生徒の生活基盤を安定させる努力をしなければならない。

平成29年3月、「熊本県教育大綱」が策定され、「2 基本方針」の「『夢』を支える教育環境の整備」に、「(3) 貧困の連鎖を教育で断ち切り、子供たちの可能性を拡げます」と明記さ

れた意義を、教師は肝に銘じなければならない。

教室の中の笑顔の中にも子供の貧困問題を鋭く感知する教師の眼差しが必要である。

### (7) 外部専門機関等との連携と個人情報保護

高校生の行動範囲はかつてはおおむね家庭、学校、限定的地域社会だった。ネット社会にあってははるかに広域・多様化し交友関係も多岐にわたっている。学校内だけでは解決できない事案が増えており、外部専門機関との緊密な連携が不可欠となっている。

非行や被害については、平成16年から「熊本県学校・警察相互連絡制度」により、警察と適切な情報共有をして課題解決に当たっている。連携して緊急対応することもある。

家庭内トラブルについては、児童相談所と連携して課題解決に当たっている。熊本県内には3か所児童相談所があるが、時には、虐待等児童生徒の生命確保のため、「児童福祉法」に基づき「一時保護」の措置が取られることがある。このような緊急性を要する事案の場合、外部からの問い合わせに生徒の居場所が漏れることがないように教職員全員に緊急に徹底する。

児童養護施設が県下に12か所あり、様々な事情により家族による養育が困難な児童生徒が生活している。施設から通学している高校生については、施設側と互いに緊密な情報共有を図って共に生徒の健全な成長を支援している。施設内の行事にも学校関係者が積極的に参加することで、生徒も見守られているという安心感を持つ。

従前高校生が18歳になると施設入所措置を解除され苦慮していたが、「社会的養護自立支援事業実施要綱」が取り纏められ、平成29年4月から「自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則22歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けられるよう」になった。

また高校入試の合格発表後、中学校訪問を行い新入生についての配慮事項について可能な範囲で情報提供を受け入学後の定着指導に生かしている。

教職員には守秘義務があり、基本的に生徒情報を学外に出すことは違法である。SCやSSW

を始め警察や社会福祉施設や他の学校等との連携の際、生徒や家族情報をどこまで伝えるかに無自覚であってはならない。このことについて、「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」（平成16年3月 学校と関係機関との行動連携に関する研究会 文部科学省）は、「児童の健全育成という行政目的を達成する観点から、関係機関等が必要な範囲で情報交換を行い、相互の認識の共通化を図ることについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（第8条第2項第3項及び第4号）や個人情報の保護に関する法律（第23条第1項第3号）等により、目的外提供の原則禁止の例外と認められると解される。」と述べている。（※下線部は「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」による）

#### 【行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律】

（従事者の責務）

第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、

保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用すること

について相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

#### 【個人情報の保護に関する法律】

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（以下略）

以上の法的根拠に基づき情報交換を適切に行う。解釈と適用の範囲が組織ごとに若干違うときがありもどかしいが、互いに尊重し合わなければならない。

## 5. キャリア教育と進路指導

高校では長く、就職・進学指導の二つを進路指導として狭義に捉えてきた。ホームルーム活動を中心に、1年次から段階的に適性検査、個別進路相談、職業講話、進路別ガイダンス、インターンシップ指導などが計画される。特に3年次は、具体的な応募書類の作成、面接練習、合格予想を踏まえた三者面談、出願など、緻密にスケジュールが組まれ卒業後の進路を決定し

ていく。しかし苦勞の末進路を決定しても、早期離職・退学する事案が以前から問題となっていた。適性のミスマッチだったり、勤勞観が未熟だったり、職場でのコミュニケーションに難があったり、自ら未来を設計していく意欲が足りなかったり、理由は様々だが、新規高卒者の3年以内の離職率は4割近くに上っていた。

キャリア教育の推進が最初に提唱されたのは、平成11年の「中央教育審議会答申」の「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」においてであった。その中で、新規学卒者の正規雇用ではないフリーターや進学も就職もしない若年無業者・ニートの問題を指摘し、「学校教育と職業生活との接続に課題があることも確かである」と、キャリア教育の必要性の背景を述べている。学校卒業後に社会的自立ができず不安定な経済状態に陥ることは本人にとって極めて不幸であるし、社会的にも活力の一大損失であった。この状況が、これまでの進路指導の在り方を見直す契機となった。

キャリア教育について、中央教育審議会の「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）は、以下のように定義している。

（キャリア教育）

「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」

（キャリアとは）

「人は、他者や社会とのかかわりの中で、職業人、家庭人、地域社会の一員等、様々な役割を担いながら生きている。これらの役割は、生涯という時間的な流れの中で変化しつつ積み重なり、つながっていくものである。また、このような役割の中には、所属する集団や組織から与えられたものや日常生活の中で特に意識せず習慣的に行っているものもあるが、人はこれらを含めた様々な役割の関係や価値を自ら判断し、取捨選択や創造を重ねながら取り組んでいる。

人は、このような自分の役割を果たして活動すること、つまり「働くこと」を通して、人や社会にかかわることになり、そのかかわり方の

違いが「自分らしい生き方」となっていくものである。このように、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」の意味するところである。」

キャリア教育においては職業人としての生き方に焦点化した指導があるが、必ずしもそれに限らない。他者や社会との関わり、働くことの意義、望ましい勤勞観・職業観、自己の適性、果たすべき社会的役割などについて、小学校から高校まで段階に応じて考え、人生という長い時間軸の中で自己の役割と生き方を捉える。このことは、生徒指導が自己指導能力を育成し生涯を通じて自己実現を図ることを目指すことと共通している。

狭義の進路指導、特に高校3年次の就職・進学指導においては、単なるルーティンをこなすのではなく、その度ごとに生徒のキャリア発達を促すことが指導の質を高めることになる。

## 6. 社会変化と進路指導

### (1) 働き方の多様化と汎用能力

高校での進路指導、特に就職指導が難しい背景に、日本全体の雇用慣行の変化と働き方の多様化がある。4月新規一括採用、終身雇用、年功序列などの雇用形態は、個別職務（ジョブ）に応じた通年採用、勤続年数や年齢とは関係ない成果主義へと変化しつつある。後者のようないわゆる「ジョブ型雇用」においては近年のリモート・ワークの普及と相まって、兼業が十分可能である。厚生労働省は、平成30年1月、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定し、安心して副業・兼業に取り組むことができるよう労働時間管理や健康管理等についてルールを明確化したほどである。

高校ではこれまで、転職や離職を基本的には好ましくないものとして指導してきた。しかし職業スキルを基にキャリア・アップのために転職したり兼業したりする柔軟な働き方においては、離職率ということ自体、意味をなさない。

都市部と地方、また業種によっても状況は異なるにせよ、働き方改革が叫ばれ社会全体で多様な働き方が促進・推奨される傾向を生徒は敏感に感じている。教師が、「石の上にも三年、と言うだろ？ どんな仕事も最初は大変だが続けているうちに面白くなる。」などという言い方で早期離職抑止に努めても、以前ほどの効果は無い。

AIが普及し今後20年間で現在の職業の約半分は無くなるだろうとか、将来子供たちの6割以上が今は存在しない職業に就くことになるだろうなどの言説がやや扇情的に巷間に溢れ、第四次産業革命、Society 5.0などの近未来予想とともに、教師の研修でも頻繁に引用された。劇的な社会変革を見据えた進路指導が急務である。未来社会を生き抜く彼らにどんな能力が必要なのか。

先の中教審答申は、「基礎的・汎用的能力」の必要性を言う。汎用とは、何にでも使えるという意味だが、将来転職することも多くなるだろう、就労環境は想像を超えて激変するだろう、そう想定し、どんな環境・状況の変化にも適応できる普遍的な力を高校までに身に付けておかなければならない。中教審答申は、その「基礎的・汎用的能力」を「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つに整理している。

## (2) 地方創生と進路指導

地方の人口減少・活力低下に歯止めをかけるべく地方創生が叫ばれ、熊本県は、平成27年10月、「熊本県人口ビジョン」及び「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。「2014年の人口179.4万人」は、「このまま何も対策を講じなければ、2060年の人口は117.6万人まで減少」し、「生産年齢人口の減少に伴う労働力不足、地域経済規模の縮小、担い手の減少に伴うものづくり分野の技術・技能の継承困難、老年人口増加に伴う医療福祉分野の労働力不足、社会保障費の一人当たり負担増、地域活動の担い手の減少に伴う地域コミュニティ維持・存続困難、地域文化の継承困難」等、熊本県の厳しい未来を予想した。人口減少を諸策で

食い止め熊本県に活力を取り戻そうというプロジェクトである。

この動きを推進する「幸せ実感くまもと『まち・ひと・しごと』づくり推進会議」には、産業界、金融機関、労働団体からだけでなく、高校からも参加し意見を述べたが、産業界からは、県外への若手人材流失を食い止めてくれ、未来の担い手を何とか熊本に残してほしいという高校の進路指導の在り方に対する要請を、ひしひしと感じた。小・中・高と大切に育ててきた若者が都市部に流失するのはどの地方にとっても共通する悩みの種、困った課題だが、熊本の高校生の県内就職率は、例年約6割弱、全国で4番目に低く、特に工業系高校では約3割に留まっていた。平成29年6月熊本県教育委員会から「地方創生に向けた今後の専門高校における産業教育の在り方について」諮問を受けた「熊本県産業教育審議会」は、順次答申し令和2年2月最終答申を行った。

現在県立高校24校に「高校生キャリアサポーター」10人が配置され就職支援を行うほか、特に工業高校10校に「熊本しごとコーディネーター」が配置され、「働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる」いわゆる「ブライト企業」を始め県内企業の魅力を伝え、高卒者の地元定着に努めている。

## (3) グローバル人材の育成と進路指導

熊本県では、国際的感覚と広い視野を持ったグローバル人材の育成を目指している。熊本県内の事業所や農業分野において既に多くの外国人労働者を受け入れており、異文化・多様性理解、英語によるコミュニケーション能力などが欠かせない。

高校生の海外高校・大学留学や海外インターンシップを支援する制度も、他県に比べ充実している。これまで「熊本県高校生留学支援金」、「熊本モンタナ高校生留学奨学金」、「専門高校生による海外インターンシップ事業」、「海外チャレンジ塾」などで、多くの高校生が海外研修で知見を広めたり奨学金を給付され海外大学に進学したりしている。

グローバル人材の育成は、ともすれば地方創生の動きと相反するように捉えられる。英語を

流暢に話し国際舞台に雄飛するような外へと向かうイメージで捉えられがちだ。熊本から世界を目指すなら人材流失は加速する。そもそも教育を受けるとは世界観を広げることであり、特に青年期は、ここではないどこかに強い憧れを抱く。若者がもっと広い世界を見たいと熱望するのは自然で好ましいことだ。進路指導の成功はこの情熱・意欲を喚起することにかかっていると一言でいい。

「若者を熊本に残そう」と「熊本から世界へ」。高校の進路指導においては、「Think globally, act locally」（世界規模の広い視野を持ち、今いる場所で活躍しよう）という視点から、この二つを矛盾無く進めている。生活の拠点がどこだろうと広い視野は要る。

生涯を通して職業人、家庭人、地域社会の一員としてどんな役割を果たすのかを考えるのがキャリア形成である。家族の事情、日本や熊本の状況、故郷への思い、いつ頃家庭を築きどこを生活の拠点とするのか、それは熊本か東京かどこなのか、などまずはイメージさせてみる。人生100年時代と言われる。一旦県外に就職・進学しても、その後人生は長く続く。視野を大きく広げ故郷に戻りしっかり根を張って熊本の未来を担うような人材を育成する。県教職員はこの視点を忘れていない。

## 7. 定時制・通信制課程における指導の実際

課程ごとの生徒指導・進路指導があるわけではない。基本理念は全日制・定時制・通信制同じである。しかし集団や生徒の実態、指導場面に差異があるため、工夫を要する。生徒指導・進路指導に係る論考の多くは全日制を想定しており多様な生徒へのアプローチを包括しきれていない。定時制・通信制の現状と指導の実際の一端を述べる。

### (1) 定時制・通信制課程の概要

定時制・通信制課程は、昭和23年に始まり既に戦後70年以上の歴史がある。元々勤労学生を想定した。教育課程については、定時制であれば、働きながら一日4時間の授業を受け四年間で卒業するという標準を想定した。昼間働

き夜間に勉強するという夜間部が多かったが、現在は、午前4時間授業の午前部、午後からの午後部、夕刻からの夜間部などがあり、これらが併設された「多部制」も特に都市部では珍しくなく、在籍以外の部との併修により三年間で卒業することも可能である。

定時制・通信制課程には、多様で柔軟な学びのスタイルが用意されている。定時制・通信制の互いの一部の単位を卒業に必要な単位に含めることができる「定通併修制度」や技能教育施設における学習を教科の一部の履修とみなすことができる「技能連携制度」、また「高等学校卒業程度認定試験」の合格科目の単位を卒業に必要な単位に含めることができる制度などがある。

文部科学省は、今年2020年8月、学校基本調査の速報を発表したが、5月1日時点の速報値によると、全日制、定時制に学ぶ高校生は昨年より約7万6千人減少しているが、通信制高校に在籍する生徒数は昨年より約1万人増え、初めて20万人を超えた。公立狭域通信制の生徒数は減少しているが私立広域通信制高校が生徒数を増やしている。

### (2) 熊本県の概況

県内の定時制課程は、昭和23年の発足当初、併置校23校、分校4校、生徒数533人であった。働きながら学ぶ勤労学生は、戦後の発展、特に高度経済成長期のインフラ整備など社会の発展に大きく寄与した。発足から20年間で生徒数は増え続け昭和40年代にピークを迎える。その後減少に転じここ10年間でも生徒数は約半分まで減少した。現在、8校に夜間部のみが併設され約400人が学んでいる。平成19年、「県立高等学校再編整備等基本計画」の中に多部制定時制課程の導入検討が盛り込まれたが、実現しなかった。かつては年齢層が多様で勤労成人も多かったことから、生徒指導・進路指導の必要性が低く、若年層への個別対応が主流で、体系的指導の概念は希薄だった。しかし現在、生徒の年齢は10代が8割を超えた。就労状況は、正規雇用は5パーセント未満であり、約半分が就労してはいるがほとんどがアルバイトである。若年層・非正規雇用者・無業者が増えており、

生徒指導・進路指導の必要性は全日制同様またはそれ以上に高まっている。

通信制課程は、現在湧心館高校1校に併設され、約600人（在籍約1100人）が学んでいる。地元で学びたいニーズに応えるため、うち約100人（おおむね6人に1人）が面接指導（スクーリング）を地元（鹿本、天草、芦北、人吉の協力校4校）で受講している。

その他、熊本県内に私立広域通信制のサテライト施設が増えている。構造改革の制度を利用して2003年から学校法人以外の株式会社が運営する通信制高校が認可されるようになった。身近な例では「熊本県山都町 潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり特区」の申請が認められ、通信制高校が認可された。私立広域通信制に学ぶ県内の生徒数は不明だが増えていることが予想される。

### (3) 「定時制・通信制生活体験発表会」

勤労学生を想定した定時制・通信制課程は、歴史的に労働界との関係が強く、人材育成に支援を受けてきた。その中心的存在が「公益財団法人 全国高等学校定時制通信制教育振興会」（全振）である。「定時制・通信制生活体験発表会」は、1964年から全振主催で実施されてきたが、生徒指導上大きな成果が期待できるのでこの大会に向けての指導が学校教育の中に定着している。

生徒は、いじめや不登校、家庭不和、貧困など辛い経験を他者に開示することで、状況を整理し、受容し、将来への展望を見出す。全国発表会の前段に、熊本県発表会、校内発表会、クラス発表会があり、全生徒が取り組んでいる。相互評価方法が確立しており、他者の生き方に共感し自分の生き方を見つめ直す。書く力・聞く力・話す力育成の絶好の場面でもある。取り組み姿勢は真剣で建設的である。教師が、発表を聞いて生徒や日本社会の厳しい現実を知る契機にもなっている。この「生活体験発表会」は生徒指導上重要な役割を果たしている。

### (4) 通信制課程の指導場面

通信制課程には、生徒が毎日登校しないという制約・困難がある。生徒は、おおむね1週間に1回面接指導（スクーリング）に登校し教

科指導や特別活動に参加し、それ以外は自宅でレポート作成を行っている。生徒と接する時間が圧倒的に少ない。どの場面で生徒指導をするか。対面による面接指導（教科指導と特別活動）と対面によらない添削指導の二つの場面しかない。

面接指導と添削指導の回数は、『学習指導要領』が標準を示している。例えば、標準単位が2の「科学と人間生活」であれば、面接指導の標準は8時間、添削指導は6時間になる。特別活動については、卒業までに30単位以上指導することが『学習指導要領』に定められている。

面接指導は貴重な対面指導の場面だが、選択科目ごとに毎回構成員が変わる異年齢クラスは、心理的に深く関わろうとはしない傾向がある。また、場面緘黙症や社交不安など入室や他者と関わることに不安を感じる生徒もいる。「主体的・対話的で深い学び」において、他者との対話的アクティビティは成立しづらい。まずは自己決定の場を与えるため挙手やカードによる意思表示などを実践し、ペアワークなどを適宜実践している。

面接指導における対話的学習については困難があり、添削指導こそが重要な生徒指導の場面となる。添削指導は通信教育の骨子であり、添削文によって自己実現を図ろうとする生徒の意欲を喚起しそのための自己指導能力を育成することは十分可能である。また教師はその気概を持ってコメント一つ一つに情熱を注がなければならない。

文部科学省は、一部の広域通信制高等学校において不適切な学校運営や杜撰な単位認定が発覚したことを受けて、平成28年9月「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」を策定した。ガイドラインは、極めて具体的に添削指導方法を明記している。

④ マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一式の問題のみで構成される添削課題は不適切であること

⑥ 添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切で

あり、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載すること

⑦ 生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えること  
(2. 教育課程等に関する事項 (2) 添削指導及びその評価)

添削指導のレポート集は学期当初に綴りを渡し、生徒は必要回数を提出する。レポート集は、知識・理解に偏り過ぎず思考力・判断力・表現力を育成する視点から検討し毎年改訂している。

添削指導は文科省のガイドラインに従い「各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載すること」を実践するが、更に主体的な発展的学習に導く効果的な助言を必ず付すこととしている。

添削指導は通信教育の根幹でありながら担当者任せの悪い意味で「聖域」になりやすい。指導者が他からの批評を受けられず閉じた教育活動になり独善的になったり指導の質が劣ったりする懸念がある。質の向上のためには公開性を高めることが必要で、毎年作成する「添削指導例集」を基に添削方法・優れた添削文などについて研修を深めている。

通信制課程における特別活動は、全日制・定時制課程以上に貴重で重要な意義を持つ。ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の三つとも、計画的に実施されている。学校行事については、体育大会、文化祭、研修旅行、地域清掃活動、避難訓練、芸術鑑賞など他課程と全く同様だが、通信制課程の場合、全生徒が全ての学校行事に参加するわけではなく、特別活動30時間以上を考慮し生徒自らが選択して参加することになる。

「自己実現」「自己指導能力の育成」の重要な取組の一つに先に述べた「定時制・通信制生活体験発表会」があり、定時制課程同様極めて重要な教育活動となっている。またホームルーム活動の中で計画的に進路講演会や進路ガイド

ンスを実施している。

### (5) 定時制・通信制課程ならではの進路指導の事例

3月卒業という高校イメージが強いが、単位制である定時制課程の一部と通信制課程では、半期認定・9月卒業も併せて実施している。上級学校への出願を10月以降行うが、大学や専門学校等の公募推薦(学校推薦)は出願資格に新卒者を想定し「来年3月卒業見込みの者」などとする例が今でも散見される。出願資格は上級学校側が決めるもので出願する側は従うしかなく、9月卒業予定の定時制・通信制課程の高校生が、既卒者扱いにならないよう敢えて少数単位を修得せず10月以降在籍を続け翌年3月新規卒業生として公募推薦に出願するという実態がある。上級学校側に9月卒業の高校生がいるという認識が浸透していない可能性があり、9月既卒者でも受験できるよう個別に依頼し認められることがある。

高校生が別の学校に通う「ダブルスクール」は通常想定していないが、通信制課程には、併せて大学予備校(各種学校)などに通う高校生がいる。また、高校卒業予定者が就職・進学内定後万一高校を卒業できない場合、通常内定取り消しとなるが、通信制課程においては、就職・進学先が必ずしも高校卒業の要件を課さない場合、特段問題にならず内定が取り消されることもない。

## 8. おわりに

以上、生徒指導と進路指導の主にその理念について、また全日制とは違う定時制・通信制課程の指導の一端について述べた。いじめ、不登校、非行等、個別課題については触れられなかった。

人は学校教育の中で自己指導能力を高め卒業後将来長きにわたり自己実現を続けていく。自己実現とは自己の理想に近づき就きたい仕事に就くことだとまずは捉えられるが、不如意な人生、たとい思いどおりにならなくとも、その時々で意欲を湧き立たせ新たな進路を選び取っていく。今いるコミュニティの中で役割を果た

し生き甲斐を見つけていく。生涯を生き生きと生き抜く能力や態度を学校で育成していると考えれば、高校の生徒指導とキャリア教育と進路指導とは目指していることに大きな差異があるわけではない。

### 参考文献

- 1) 『生徒指導提要』教育図書株式会社（2010年）[文部科学省]
- 2) 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月）[中央教育審議会]
- 3) 『高等学校学習指導要領』（平成21年3月告示、平成30年7月告示）[文部科学省]
- 4) 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）[人権教育の指導方法等に関する調査研究会]
- 5) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年6月 令和元年6月改正）
- 6) 「子供の貧困対策に関する大綱 ～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」（令和元年11月）[閣議決定]
- 7) 「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月）[厚生労働省]
- 8) 「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」（平成16年3月）[学校と関係機関との行動連携に関する研究会 文部科学省]
- 9) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月策定、令和2年9月改定）[厚生労働省]
- 10) 「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年10月）[熊本県]
- 11) 「地方創生に向けた今後の専門高校における産業教育の在り方について 最終答申」（令和2年2月）[熊本県産業教育審議会]
- 12) 「令和2年度学校基本調査（速報値）の公表について」（令和2年8月）[文部科学省]
- 13) 『平成29年度熊本県高等学校定時制通信制教育七十周年記念誌』（平成31年3月）[熊本県高等学校定時制通信制教育振興会]
- 14) 「県立高等学校再編整備等基本計画」（平成19年10月）[熊本県教育委員会]
- 15) 『学校経営案』定時制課程・通信制課程（令和2年）[熊本県立湧心館高等学校]
- 16) 「定時制課程・通信制課程の現状について」中教審高校WG（第7回）資料3-2（令和2年5月）[文部科学省]
- 17) 「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月）[文部科学省]
- 18) 「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月）[文部科学省]
- 19) 『教育実践に役立つ生徒指導・進路指導論 『生徒指導提要』に触れつつ』あいり出版（2013年）[広岡義之]
- 20) 『生徒指導・進路指導・キャリア教育論 主体的な生き方を育むための理論と実践』（2019年）[横山明子]

